

事 務 連 絡
平成29年2月1日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事における
予定価格の適切な設定について
(『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】について)

公共工事の予定価格の設定については、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行う必要があります。

今般、熊本地震の被災地域における建築工事については、関係県等に対し、「『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】」（別添）を参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めるよう、添付のとおり依頼しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

国土入企第 2 1 号
平成 2 9 年 2 月 1 日

関係県入札契約担当部局長 殿
(市区町村担当課、契約担当課扱い)
関係指定都市入札契約担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事における
予定価格の適切な設定について
(『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】について)

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事における予定価格の設定については、「平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」(平成28年8月31日付け総行第173号・国土入企第17号)において、積極的に見積を活用した積算などを通じ、適切な予定価格の設定に努めるよう依頼してきたところです。

今般、建築工事については、別添のとおり、「『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】」が、大臣官房官庁営繕部等において作成されました。

貴県(市)におかれては、別添を参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めていただくようお願いします。

また、貴県におかれては、貴県内の市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知をお願いします。

なお、「『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】」については、別紙のとおり、平成29年1月31日付けで、九州地方整備局営繕部より貴県(市)営繕担当課長宛てに通知していることを申し添えます。

(発出先)

熊本県土木部長

熊本市総務局長

『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】

H29.1.31 作成

大臣官房官庁営繕部
九州地方整備局営繕部

1 『営繕積算方式』と活用マニュアルについて

(p.3～)

- ・はじめに
- ・『営繕積算方式』及び活用マニュアルの作成経緯

2 復旧工事の特徴と円滑施工確保対策について

(p.6～)

(1) 復旧工事の特徴を捉えた主な対応策

- ①「見積活用方式」の活用
- ②小規模長期工事における共通仮設費・現場管理費の加算
- ③工事量が少量、僅少等の場合の単価補正等
- ④当初発注における施工条件の明示の徹底
- ⑤適切な契約変更の実施
- ⑥遠隔地からの資材・労務確保に要する費用の増額変更
- ⑦適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応
- ⑧工期延長に伴う共通費を適切に増額変更
- ⑨最新の国の積算基準(一般管理費等率の見直し等)の適用
- ⑩「入札時積算数量書活用方式」の適用

(2) 営繕積算方式による工事費の試算

3 公共建築工事積算基準について

(p.23～)

- (1)「公共建築工事積算基準」の体系
- (2)公共建築工事の工事費の構成
- (3)単価及び価格
- (4)市場単価適用工種
- (5)直接工事費の単価種別による構成比
- (6)共通費の算定
- (7)共通仮設費の算定
- (8)現場管理費の算定
- (9)一般管理費等の算定

参考資料 (p.33～)

- (1)公共建築相談窓口
- (2)公共事業の円滑な施工確保対策関連通知一覧
- (3)公共事業の円滑な施工確保対策
- (4)予定価格設定等をめぐる課題と対応策
- (5)発注者責務の明確化(改正品確法)
- (6)品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組
- (7)営繕積算システムの活用

1 『営繕積算方式』と活用マニュアルについて

- この章では、営繕積算方式及び活用マニュアルの概要と作成の背景について説明しています。

- 熊本地震の被災地において、これから本格化する学校、庁舎等の公共建築の復旧工事を確実にかつ円滑に進めていく必要があります。
- そのためには、被災地の実情を踏まえ、復旧工事の特徴を捉えた、適正な予定価格の設定、施工条件の変更等の課題に対する適切な対応が必要です。
- これらに的確に対応するため、熊本被災地の地方公共団体において、『営繕積算方式』を適切に運用できるよう、わかりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】を作成しました。
- 本マニュアルは、熊本県内の地方公共団体等に対して周知を図り、公共建築相談窓口において相談に対応するとともに、運用状況を踏まえ、必要な見直しを行い、適時情報提供してまいります。

『営繕積算方式』及び活用マニュアルの作成経緯

営繕積算方式

公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化した積算手法

- 東日本大震災の被災地の建設業団体からの「被災地の公共建築工事の予定価格が実勢価格と乖離している」とのご意見に対し、国土交通省がそれ以前から直轄工事で実施している取組や不調・不落対策の新たな取組を「営繕積算方式」として関係者に掲示(H26.9)。

『営繕積算方式』活用マニュアル

『営繕積算方式』を適切に運用できるようにわかりやすく解説したマニュアル

- 東日本大震災の被災地において、公共建築工事を確実に円滑に実施するため、営繕積算方式をわかりやすく解説した「営繕積算方式」活用マニュアル【被災3県版】を作成(H26.10)。
- その後、改正品確法により発注者の責務が明確化され、発注関係事務の適切な運用を図るという観点から、全国の公共建築工事発注機関において活用できるように【普及版】を作成(H27.1)。



『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】

熊本被災地の実情を踏まえ、復旧工事の特徴を捉えた『営繕積算方式』活用マニュアル

円滑施工確保対策

熊本地震(H28.4)の被災地において、これから本格化する学校、庁舎等の公共建築工事の円滑な施工を確保する必要。



『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】

【普及版】をベースにして、熊本被災地における公共建築の復旧工事に関する対応策に重点を置き、全体を再編集したもの。(H29.1)

2 復旧工事の特徴と円滑施工確保対策について

○この章では、復旧工事の特徴を捉えた円滑施工確保のための各種対応策を説明しています。

(1) 復旧工事の特徴を捉えた主な対応策

○小規模改修工事への対応

復旧工事の特徴：小規模改修工事が多い

- ①「見積活用方式」(入札参加者からの見積りを予定価格に反映)の活用
- ②小規模長期工事における共通仮設費・現場管理費の加算※
- ③工事量が少量、僅少等の場合の単価補正等

○適切な契約変更の実施

復旧工事の特徴：発注時の想定と実際の施工条件が異なるものが多い

- ④変更が可能となるように、当初発注における施工条件(クレーン等の仮設など)の明示の徹底
- ⑤施工条件の変更等に対する適切な契約変更の実施
- ⑥遠隔地からの資材・労務確保に要する費用(宿泊費等)を必要に応じ増額変更

○適切な工期の設定等

復旧工事の特徴：工期が短く発注時期が集中することが多い

- ⑦工事内容・施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応
- ⑧工期延長に伴う共通費を適切に増額変更

○東日本大震災後に新規に実施している対応

- ⑨最新の国の積算基準(一般管理費等率の見直し等)の適用※
- ⑩「入札時積算数量書活用方式」の適用

※：新規に【普及版】のマニュアルから追加した項目

①「見積活用方式」の活用

○ 営繕工事における入札参加者から見積の提出を求める「見積活用方式」の活用。

◆ 「見積活用方式」の概要

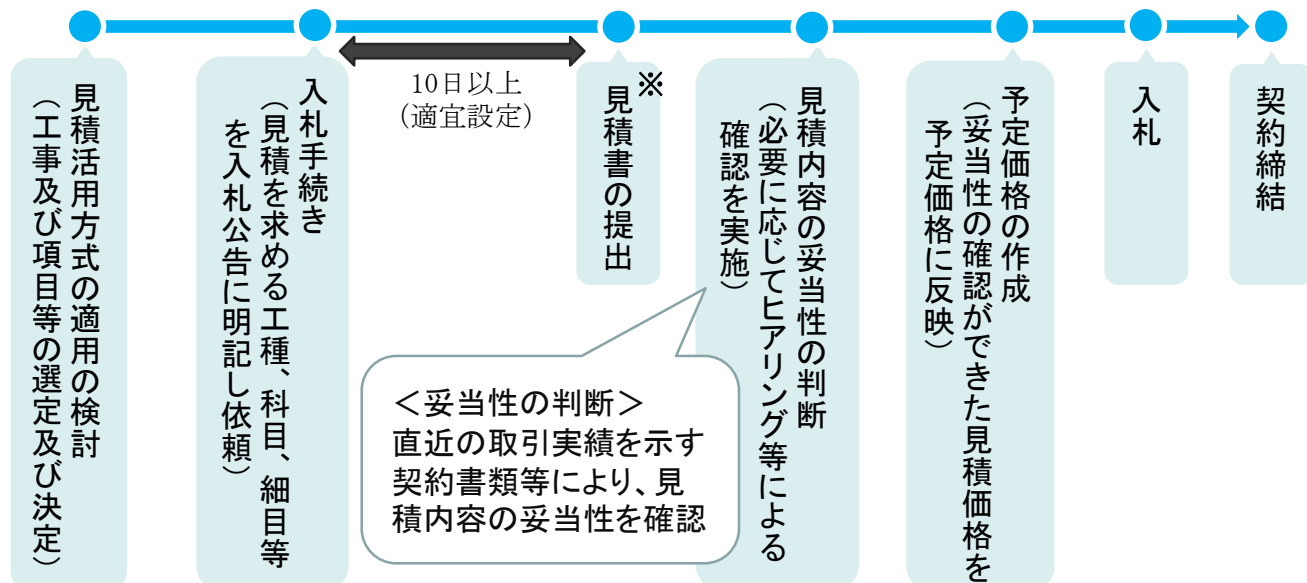
入札の不調・不落が発生している工事等において、公共建築工事積算基準類に基づく価格（以下「標準積算」という。）と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、**入札参加者から提出される見積書を用いて予定価格を設定**する方式

◆ 対象工事及び項目

対象工事：（１）標準積算と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事
 （２）過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事

対象工種：直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目並びに共通仮設費、現場管理費の積上げ部分
 例）鉄筋工事（加工組立）や型枠工事の単価

◆ 手続きの流れ



※見積書の提出書類のイメージ

様式-2
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方整備局
〇〇事務所長 殿

(株)〇〇〇〇 印

見積書の提出について

標記について、〇〇〇工事の見積書を提出します。

1. 見積項目 (例)				見積価格 (税別)	備考	見積価格を記載できない理由	模範資料番号	
番号	種目	科目	細目 (名称)	数量	単価・価格 ※入	※入	※入	
A 1	庁舎	躯体	型枠 普通合板型枠 基礎部	1,611㎡	〇〇円	〇〇〇	※見積価格を記載できない場合はその理由を記載	A-1
A 2	庁舎	躯体	型枠 普通合板型枠 地上軸部	10,172㎡	〇〇円	〇〇〇	※見積価格を記載できない場合はその理由を記載	
A 3	庁舎	躯体	型枠 普通合板型枠 基礎軸部	179㎡	〇〇円	〇〇〇	※見積価格を記載できない場合はその理由を記載	

【凡例】 ※数量：公共建築数量積算基準による数量とする
 ※免：免注者が記載する項目
 ※入：入札参加者が記載する項目

見積書有効期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日
 ※入札書の提出期限を記入する

1. 見積項目 (例)

番号	種目	科目	細目 (名称)	摘要 (仕様)	数量	見積価格 (単価・価格) ※入
A 1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 基礎部	1,611㎡	〇〇円
A 2	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	10,172㎡	〇〇円
A 3	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 基礎軸部	179㎡	〇〇円

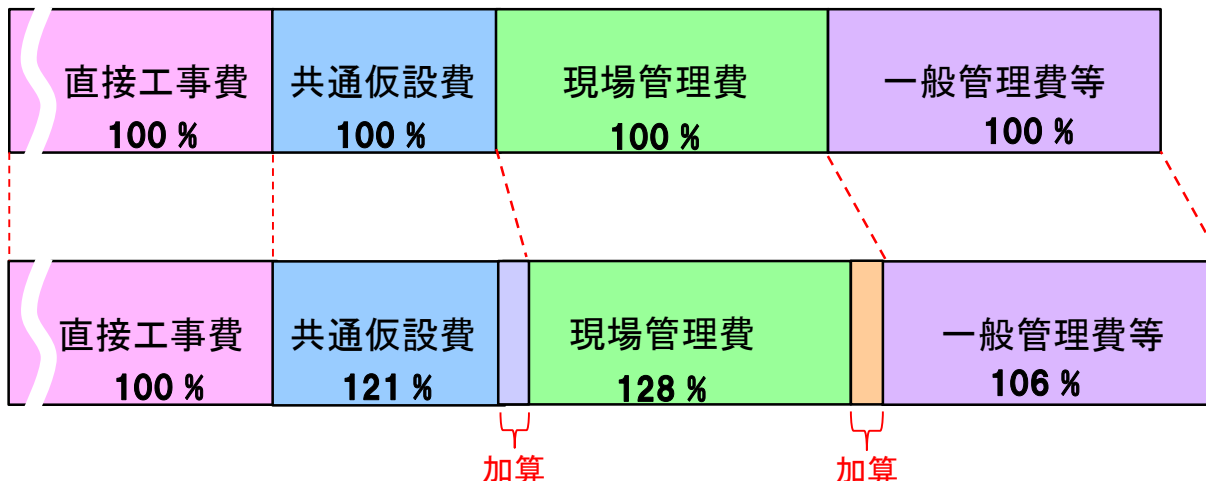
②小規模長期工事における共通仮設費・現場管理費の加算

○営繕工事の工期が長期となる小規模改修工事における、共通仮設費及び現場管理費について、率による算定のほかに、必要となる費用を積み上げにより加算する。

＜工事費の試算＞

直接工事費 2,300万円程度、工期 9か月の改修工事で試算

標準積算 【工期 9か月】



小規模改修共通費加算による積算
【工期 9か月】
みなし上限期間：7か月
みなし超過期間：2か月

- 直接工事費から「みなし上限期間」を確認し、対象工事の工期からみなし上限期間を差し引き、「みなし超過期間」を算定
- みなし上限期間とみなし超過期間を用いて、共通仮設費・現場管理費を算出（揚重機械器具等の率に含まない項目は別途積み上げが必要）

例）直接工事費 2,300万円程度、工期 9か月の場合、みなし上限期間は 7か月、みなし超過期間は 2か月となる※

建 築 改 修 工 事				
直接工事費の目安				みなし 上限期間
～	4,000	千円	3	か月
～	6,000	千円	4	か月
～	10,000	千円	5	か月
～	16,000	千円	6	か月
～	25,000	千円	7	か月
～	37,000	千円	8	か月
～	50,000	千円	9	か月
～	60,000	千円	10	か月

注）建築、電気設備、機械設備
それぞれに設定

【 共通仮設費の算定 】

$$\text{直接工事費 (千円)} \times \text{共通仮設費率} \times \left[1 + \frac{\text{みなし超過期間(か月)}}{\text{みなし上限期間(か月)}} \right] = \text{共通仮設費 (千円)}$$

（みなし上限期間を算定式の工期(T)に代入）

【 現場管理費の算定 】

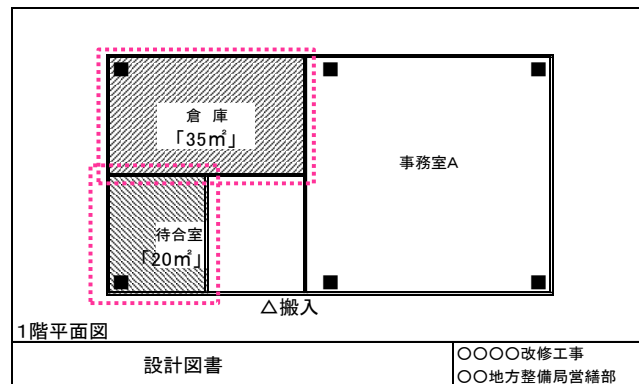
$$\text{純工事費 (千円)} \times \text{現場管理費率} \times \left[1 + \frac{\text{みなし超過期間(か月)}}{\text{みなし上限期間(か月)}} \right] = \text{現場管理費 (千円)}$$

（みなし上限期間を算定式の工期(T)に代入）

③工事が少量、僅少等の場合の単価補正等 [2]

○施工条件等で同一に施工できる各部位の施工数量が少量な場合、改修工事に用いる基準補正単価（改修複合単価及び改修市場単価）に割増を行うものとする。

《少量施工の積算方法》



例）同時に施工できる部位ごとの施工数量が概ね100 ㎡以下の場合の単価

基準補正単価 × 1.30

（例）ビニル床タイル（床55㎡の場合）

単価 $1,330円 \times 1.30 = 1,729円 \rightarrow 1,730円/㎡$

計 $55㎡ \times 1,730円 = \underline{95,150円}$

（参考）以下は基準補正単価（改修市場単価）による価格

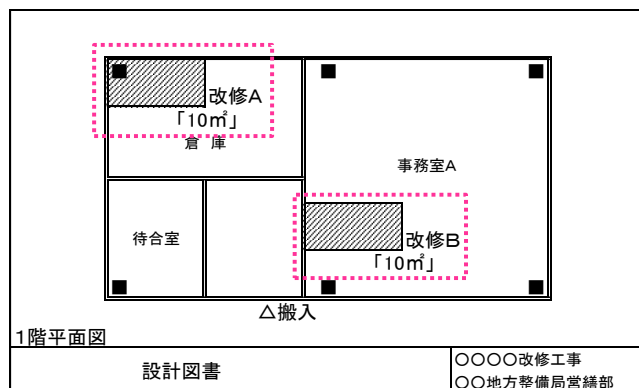
$55㎡ \times 1,330円 = \underline{73,150円}$

※ 施工数量については、床、壁、天井部位ごとの同種工事の合計数量とする。

※ 割増係数1.30は、内外装改修を基に設定している。

○工事が僅少の場合及び施工場所が点在する場合並びに工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の労務、材料及び機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

《僅少施工の積算方法》



例）工程上同時に施工できない部位の施工数量が概ね10 ㎡以下の場合の価格

労務費1人工相当分＋最低限必要となる材料費＋下請経費

（例）・内装工 1人工 × 19,500 円 = 19,500円

・材料費等 $10㎡ \times 851円/㎡ = 8,510円$

・その他 $(19,500 + 8,510) \times 0.18 = 5,041円$

計 = 33,051円

・改修A ビニル床タイル(10㎡) 一式 33,100円

・改修B ビニル床タイル(10㎡) 一式 33,100円

計 = **66,200円**

（参考）以下は基準補正単価（改修市場単価）による価格

・ビニル床タイル $20㎡ \times 1,330円 = \underline{26,600円}$

作業量や材料の調達量等を考慮したものとする。

※ 施工数量については、1日あたりの施工量を考慮して設定する。

④当初発注における施工条件の明示の徹底 [1]

- 共通仮設費は、施工条件等に応じて費用が大きく変動するため、率による計上分に個別積上げ分を加算して算定。
- 当初発注時において施工条件の明示を行い、工事契約後に条件が変更した場合には適切に契約変更を実施。

共通仮設費＝【直接工事費×共通仮設費率】＋【積上げ額（共通仮設費率に含まれない項目）】

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、 宿舎 、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い 、 工事用道路 、 歩道構台 、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 安全管理・合図等の要員 、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに 除雪 に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、 揚重機械器具 、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

共通仮設費率に含まれない項目（建築工事の場合）

④当初発注における施工条件の明示の徹底 [2]

○建物規模(延床面積)は同じであっても、建物形状、敷地形状や工期等が違うと、必要となる揚重機や交通誘導警備員数は異なるため、適切な条件明示及び個別計上が重要。

積上げ費用のイメージ

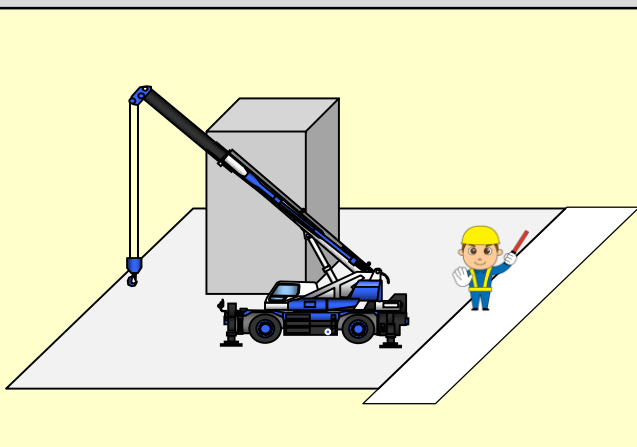
【ケース1】

【現場条件】

- ◆ 標準的な工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量少ない

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ホイールクレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



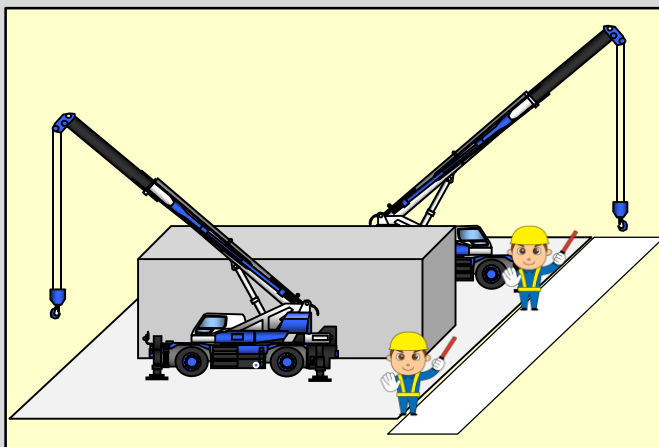
【ケース2】

【現場条件】

- ◆ 厳しい工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量多い

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ホイールクレーン2台、4ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員2名、10ヶ月配置



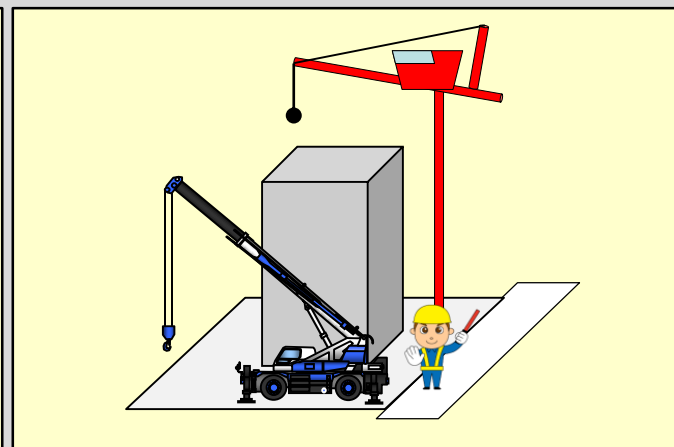
【ケース3】

【現場条件】

- ◆ 標準的な工期、敷地が狭い、前面道路は交通量少ない

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ タワークレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ ホイールクレーン1台、2ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



費用の比較

【積算】

- ◆ 揚重 1.00倍
- ◆ 交通誘導 1.00倍

【積算】

- ◆ 揚重 1.33倍
- ◆ 交通誘導 1.54倍

【積算】

- ◆ 揚重 1.45倍
- ◆ 交通誘導 1.00倍

④当初発注における施工条件の明示の徹底 [3]

◆ 施工条件明示について (平成14年5月30日付 国営計第24号)

明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明示事項
工 程 関 係	- 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 - 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 - 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 - 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 - 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 - 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用 地 関 係	施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公 害 関 係	- 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 - 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	- 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 - 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 - 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 - 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 - 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工 事 用 道 路 関 係	- 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 - 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 - 搬入、搬出路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 - 仮道路を設置する場合 - 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置

明示項目	明示事項
仮 設 備 関 係	- 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 - 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 - 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建 設 副 産 物 関 係	- 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 - 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 - 建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工 事 支 障 物 件 等	- 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 - 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排 水 関 係	- 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 - 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	- 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 - 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	- 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 - 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 - 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 - 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 - 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 - 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 - 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

④当初発注における施工条件の明示の徹底 [4]

- 共通仮設費積上げ項目である**仮囲い**、**交通誘導警備員**等を施工条件として明示。
- 工程に影響を及ぼす**施工区分・手順**を施工条件として明示、**工事費内訳書**の作成に反映。

精算変更も可能に

※設計図書への施工条件明示のイメージ

《現場説明書》

《設計図面》

《改修》

【例】 仮囲い、工事用出入口、交通誘導警備員に関する施工条件明示

共通仮設費（積上分） 細目別内訳

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費（率算定分）	※共通仮設費率により算定	1	式			
小計						
共通仮設費（積上げ分）	※積上げにより算定					
仮囲い	万能鋼板 H=2.0m	243	m			
工事用ゲート		2	ヶ所			
交通誘導警備員		30	人			
揚重機械器具		1	式			別紙 00-001
小計						
計						

例

現場実態を踏まえて、標準的な配置計画では、施工が困難と考えられる場合は、揚重機的能力や設置期間等について施工条件明示を検討し、発注者の考え方を明示する

参考【改修(例)】 改修工事の工程(作業範囲及び手順)等に関する施工条件明示

直接工事費 中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇	
計				〇,〇〇〇,〇〇〇	
内装改修	撤去	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇	
内装改修	改修	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇	
計				〇,〇〇〇,〇〇〇	

直接工事費 細目別内訳

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1.建物 1)庁舎 内装改修 改修						
壁 無地 厚さ2.5 一般床 熱溶接工法		200	㎡	〇〇〇	〇〇〇	
壁 無地 厚さ60		110	㎡	〇〇〇	〇〇〇	
壁 せつこうボード 不燃鋼製下地 裏り (GB-R) 突付け		300	㎡	〇〇〇	〇〇〇	
天井 せつこうボード 不燃 裏り (GB-R) 突付け		200	㎡	〇〇〇	〇〇〇	
計					〇〇〇	

作業範囲毎に区分した工事内訳書の作成

作業手順等の明示により、数量が複数工区等に分割されることから、少量、僅少数量が多くなる

⑤適切な契約変更の実施

◆「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」(案)の適切な運用

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念に則り、関係機関等との協議を整え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、**平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（以下、「26年版ガイドライン」）』を策定した。**

- ◇構成・「設計変更ガイドライン」＋「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

品確法の改正（平成26年6月施行）



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために、**発注者の責務が明確化**されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な**見直し**を施し、**平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』を改定した。**

- ◇主な改訂点
 - ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
 - ・Q&A は、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、地方公共団体等に対して周知

⑥遠隔地からの資材・労務確保に要する費用の増額変更

○地域外からの労働者確保等に要する費用の積算方法

◆ 営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用に対する積算方法について

【基本的事項】

- ・ 公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格については、公共建築工事標準単価積算基準第1編総則1基本事項による。
- ・ 今般の復興事業等の施工性の確保及び資材調達が困難となる地域の工事費積算について、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合に、工事の適正な実施のために必要となる資材購入費用や運搬費用などについて調達の実態を反映して設計変更を行う。

【対象工事】

発注者が工事発注する際に建設資材等の調達が困難と想定される工事

【変更対象項目】

工事実施段階において当初の調達条件によりがたい資材等（仮設材の運搬等に要する費用や刊行物等に掲載される建設資材〔鉄筋、鉄骨、コンクリート等〕）にあつては建築場所と同一の県内等から調達できなくなった建設資材の購入及び運搬費等に要する費用（当初の調達条件、運搬距離が大きく変わる場合に変更対象とする。）

◆ 営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用に対する積算方法について

【基本的事項】

- ・ 「共通仮設費」及び「現場管理費」のうち以下に示す実績変更対象項目の費用について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、公共建築工事共通費積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象項目の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

【対象工事】

- ・ 当初設計にあつては、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ないと発注者が判断した場合に、設計図書へ対象工事である旨記載した工事を対象とする。
- ・ 変更設計にあつては、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない状況について発注者及び受注者間で協議を行ったのち、発注者が対象工事とすべきと判断し、通知した工事を対象とする。

【実績変更対象項目】

共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用（仮設用借地料（準備費）、宿舍費（仮設建物費））
現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

⑦適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応

○適切な工期設定に関する配慮事項（公共建築工事における工期設定の基本的考え方）

発注者の責務

発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」参照

発注者は、「適切な工期」を設定するために、以下の事項に取り組む。
なお、工事費が工期に連動することに留意する。

①工期確保の方策

- 事業全体の工程が的確に進捗するよう、**調整等に要する期間を十分想定**した上で、適切に事業の企画を行う。
- 工事実施に複数年を要するものについては、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。

②工期設定のための留意事項

- **自然的要因**（多雪、寒冷、多雨、強風など）、**社会的要因**（労働事情、建設資材の調達事情、交通事情など）、**休日**等による**不稼働日**を踏まえる。
- 特定の**施工条件**は**設計図書に明示**する。
- 設備の最終調整や各検査などを考慮する。
- **過去の実績**等を参考にしつつ、**実情に応じた工期**を設定する。

③工期の変更

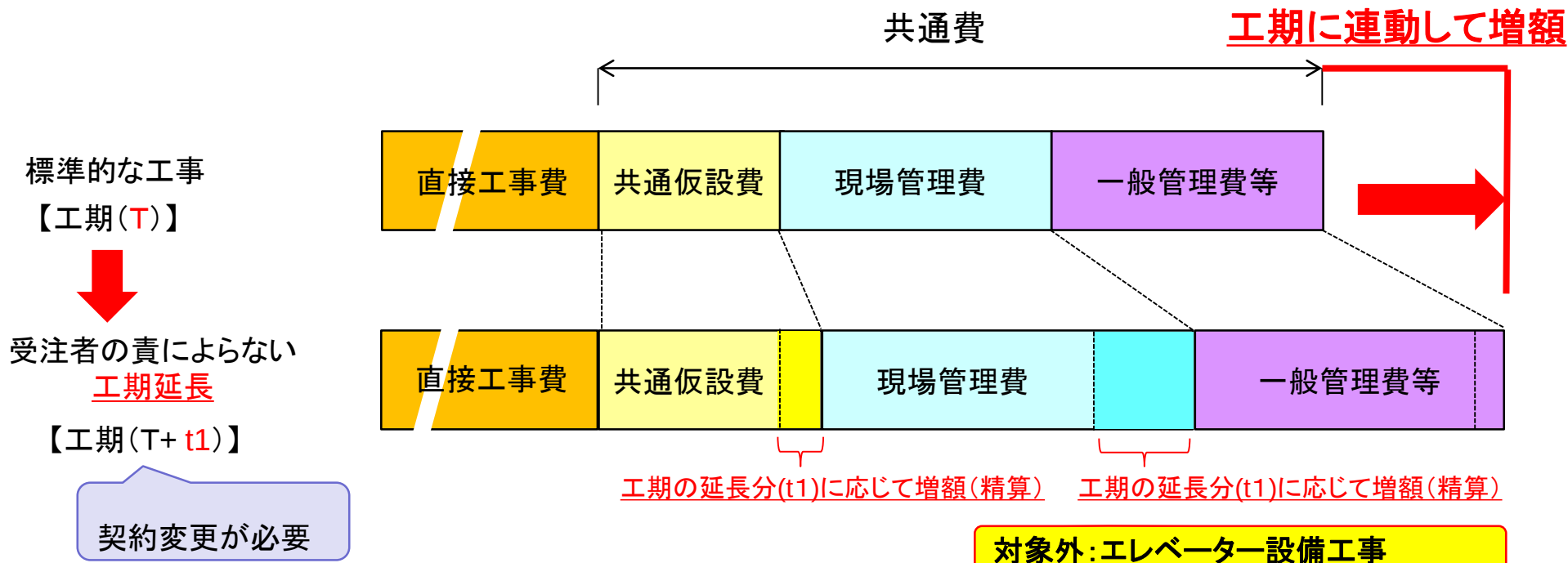
当初発注時には予期できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、契約書に則り、**設計変更等**を適切に実施し、その結果必要となる場合には**工期の変更**を行う。

⑧工期延長に伴う共通費を適切に増額変更

○工期延長に対応した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定

「工期連動型共通費積算方式」

※「公共建築工事共通費積算基準」より



【工期の影響を受ける主な項目（共通仮設費）】

- 仮設建物費（監理事務所、現場事務所等）・・・ 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
○ 動力用水光熱費（工事用電気、水道料金）・・・ 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

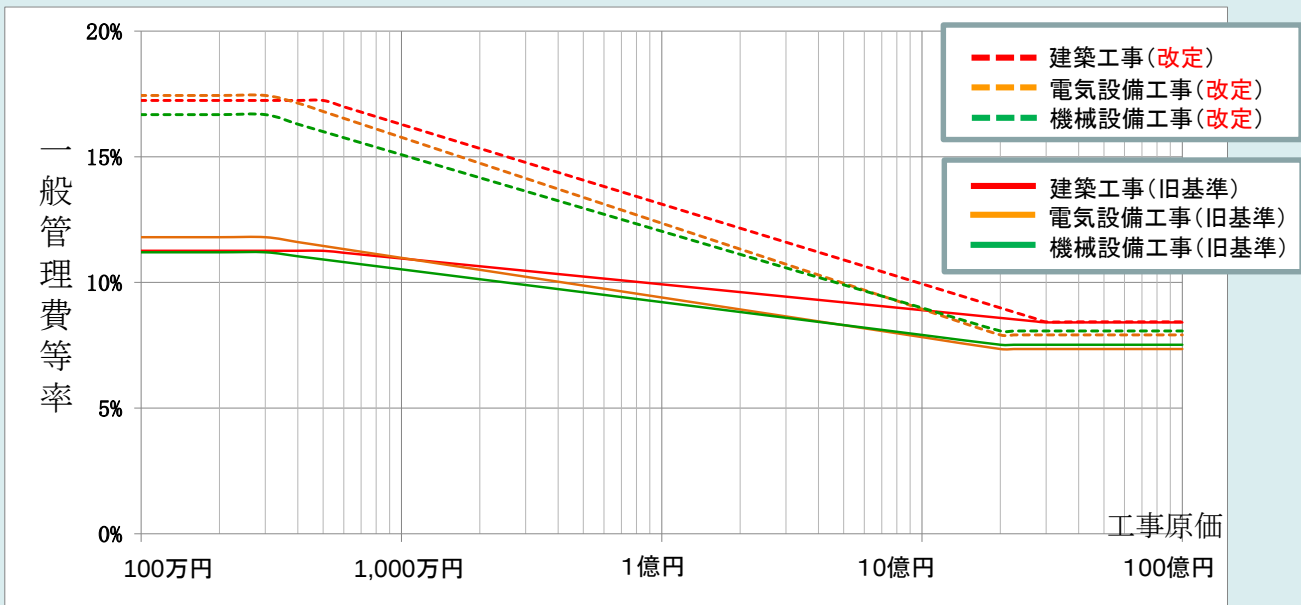
【工期の影響を受ける主な項目（現場管理費）】

- 従業員給料手当（現場従業員等の給与）・・・ 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
○ 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額）・・・ 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

概要

- 建設企業の財務実態調査結果等に基づき、**一般管理費等率を改定**※1、併せて、**下請企業の経費率も改定**。
- 平成29年1月1日以降入札公告等を行う案件から適用**。(営繕工事※2)
- ※1:旧基準の一般管理費等率は、平成9年度から適用
- ※2:国土交通省官庁営繕部、各地方整備局営繕部・営繕事務所、北海道開発局営繕部及び沖縄総合事務局開発建設部が発注を担当する営繕工事

改定内容(一般管理費等率)



改定

工事原価	500万円以下 (注)	500万円を超え 30億円以下(注)	30億円を超える (注)
建築	17.24%	$28.978 - 3.173 \times \log(Cp)$	8.43%
電気	17.49%	$29.102 - 3.340 \times \log(Cp)$	8.06%
機械	16.68%	$27.283 - 3.049 \times \log(Cp)$	8.07%

↑

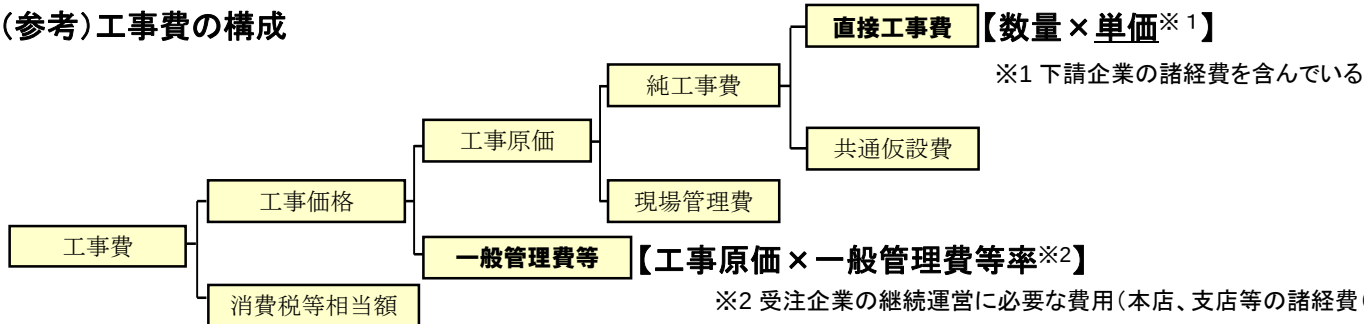
旧基準

工事原価	500万円以下 (注)	500万円を超え 30億円以下(注)	30億円を超える (注)
建築	11.26%	$15.065 - 1.028 \times \log(Cp)$	8.41%
電気	11.80%	$17.286 - 1.577 \times \log(Cp)$	7.35%
機械	11.20%	$15.741 - 1.305 \times \log(Cp)$	7.52%

Cp : 工事原価(千円)

(注) 電気及び機械設備工事における区分は「300万円以下」「300万円を超え20億円以下」「20億円を超える」

(参考)工事費の構成



⑩「入札時積算数量書活用方式」の適用

背景

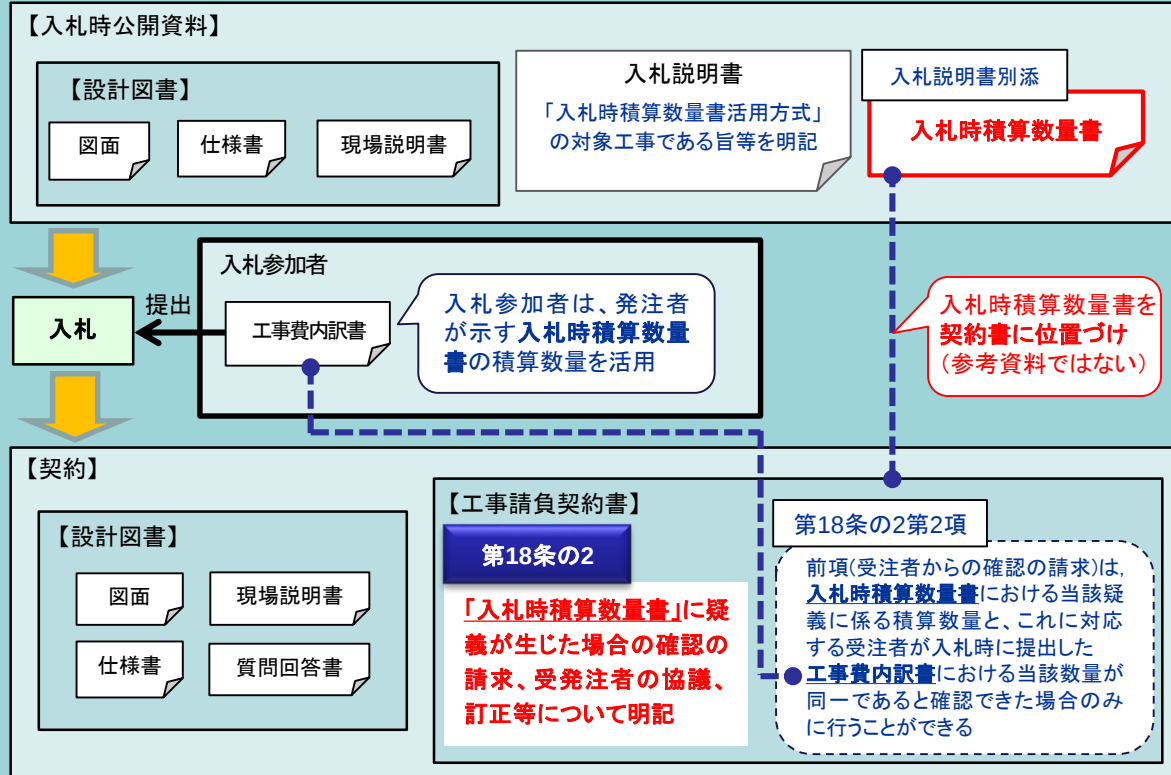
- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。

入札時積算数量書活用方式

概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。

平成28年4月1日以降入札手続きを開始する
営繕工事に試行適用



効果

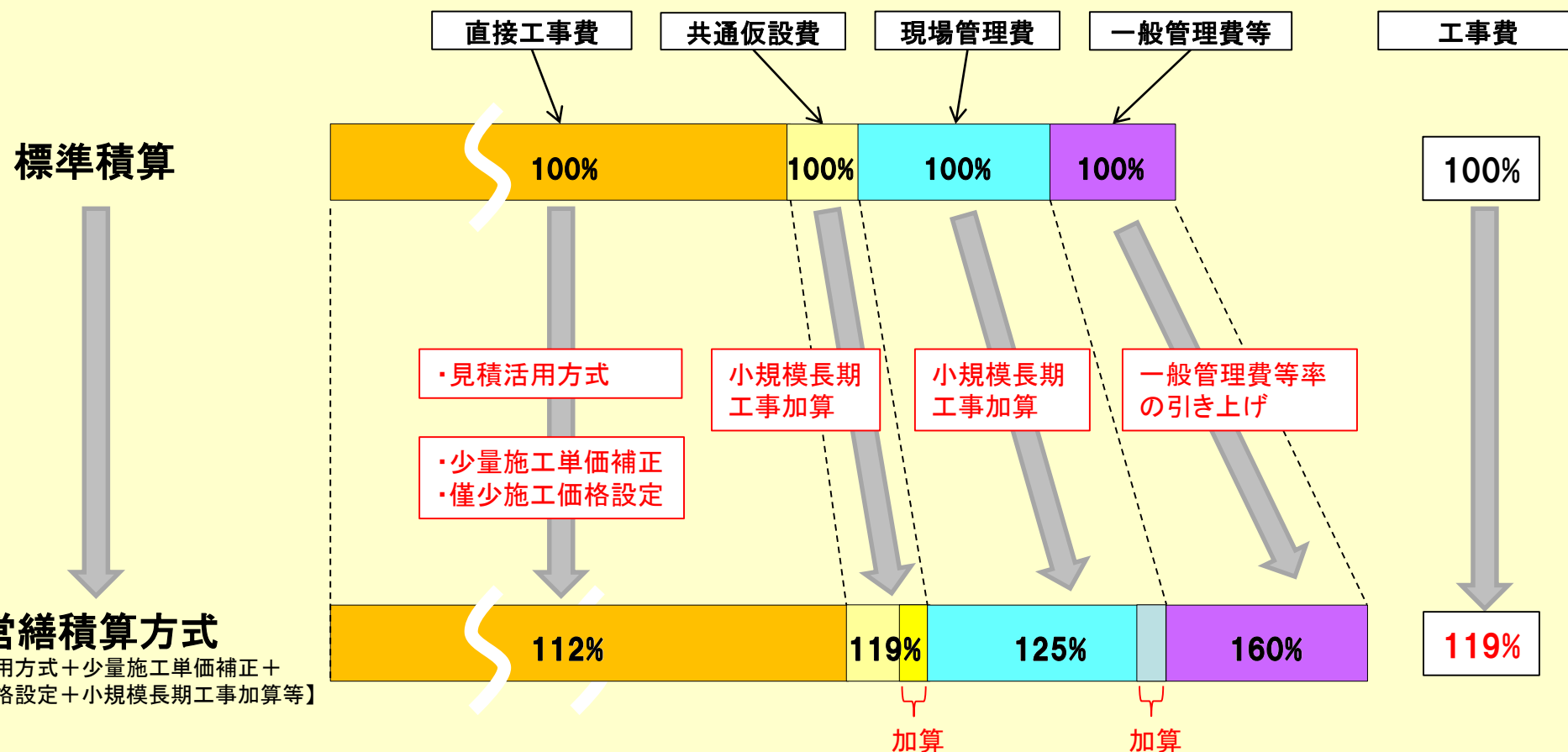
- 円滑な変更協議によって、適正な数量に基づいた請負代金額となり、工事目的物の品質確保及び契約の適正化に寄与。
- 発注者が示す数量書の活用の促進により、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与。

(2) 営繕積算方式による工事費の試算

○小規模長期改修工事を例に、「**営繕積算方式**」を用いた場合の工事費を試算。

⇒ 標準積算に対して工事費が**約2割の増加**

工事費3,000万円程度、工期8ヶ月の改修工事にて試算

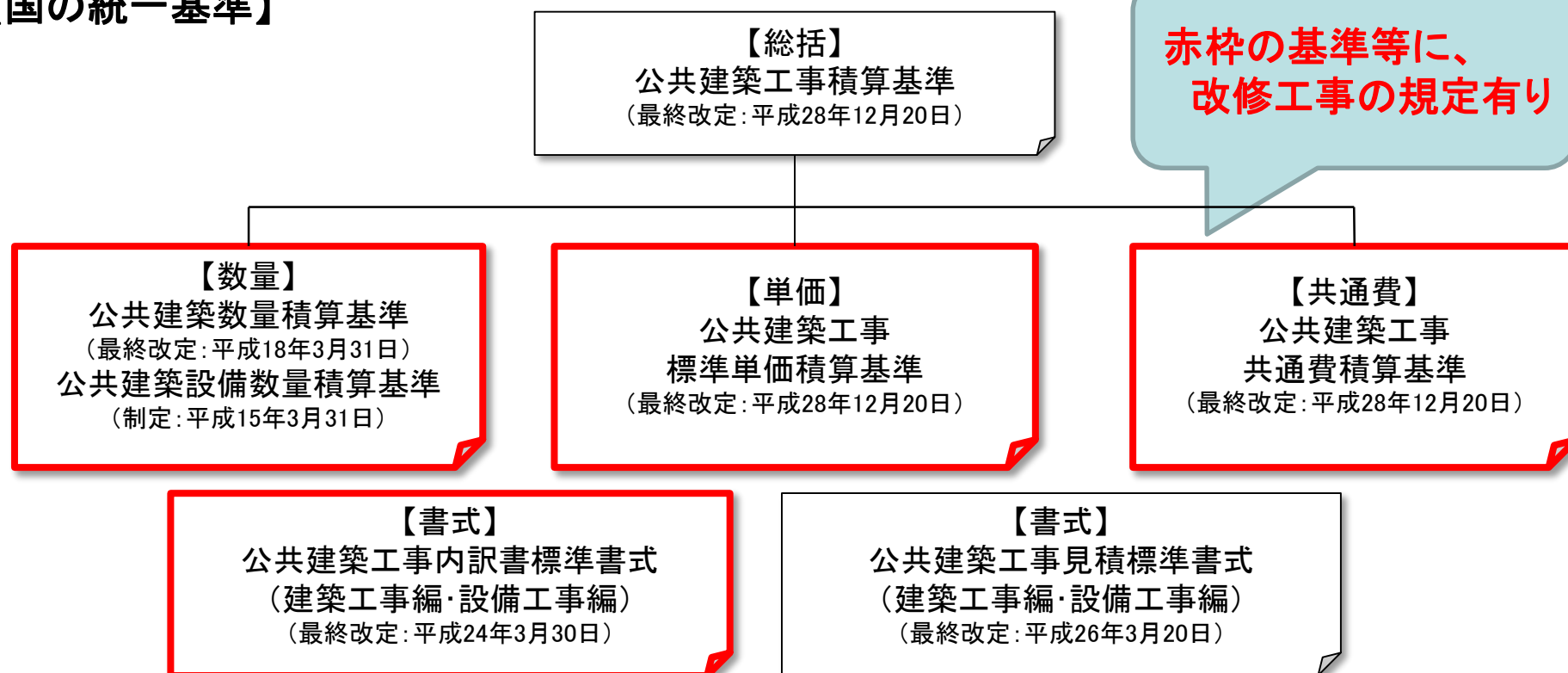


3 公共建築工事積算基準について

○この章では、営繕積算方式のベースとなる国の建築工事の積算において適用している「公共建築工事積算基準」について、基準の基本的な事項を理解するために、各共通費の内容や単価の考え方を説明しています。

(1)「公共建築工事積算基準」の体系

【国の統一基準】

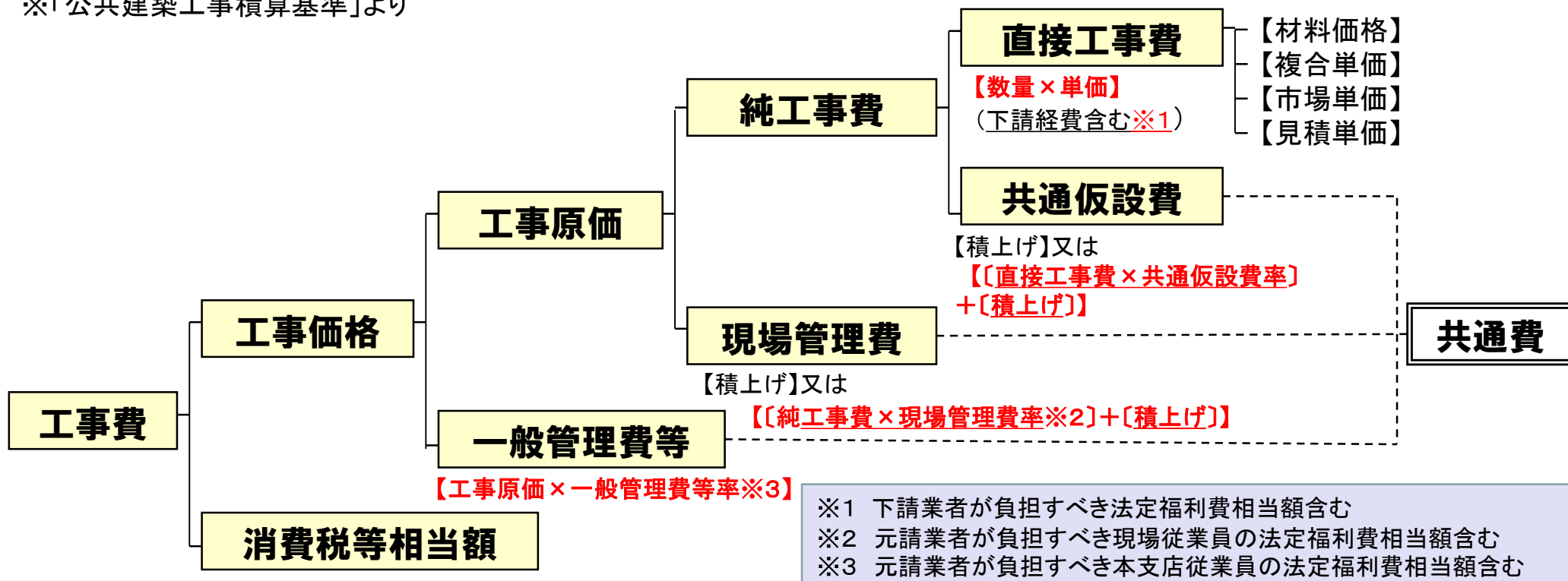


【国土交通省資料】



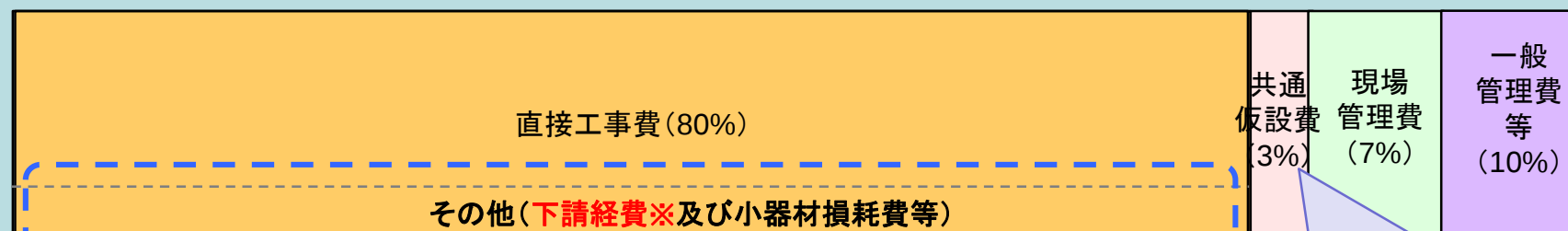
(2) 公共建築工事の工事費の構成

※「公共建築工事積算基準」より



【参考】公共建築工事の構成割合

平成28年度3,000㎡モデル(新築工事)における構成割合



積み上げは含まない。(含む場合は5%)

※公共建築工事は、下請経費が直接工事費に含まれる(土木工事の場合は現場管理費)

(3)単価及び価格

※「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」より

〔 〕 本来事業者が負担すべき法定福利費相当額をより適切に反映させるための取組

構 成		基準の取扱い		単価及び価格の設定	
直接工事費	材 料 価 格 等	標準単価積算基準	積算時の最新の 現場引渡し価格	物価資料掲載価格(平均値)又は 製造業者の見積価格等を参考に決定	工事が少量・ 僅少の場合の 割増
	複合 単価	材料単価	標準単価積算基準	物価資料の掲載価格等	工事が少量・ 僅少の場合の 割増
		労 務 単 価	標準単価積算基準	公共工事設計労務単価	
		機械器具費	標準単価積算基準	—	
		下請経費等 (その他の率)	標準単価積算基準 (率の範囲を記載)	工種毎の率により 算定された額	
	市 場 単 価	標準単価積算基準	元請業者と下請の専門工事業者間の 契約に基づき調査された単位施工当 たりの取引価格(物価資料に掲載された 単価)	物価資料掲載価格 (平均値)	改修割増 工事が少量・ 僅少の場合の 割増
	見 積 単 価	標準単価積算基準	製造業者・専門工事業者の 見積単価等を参考に決定	ヒアリング結果等を参考に単価を決定 (実勢価格帯の的確な把握)	
		見積標準書式	製造業者・専門工事業者から 見積価格を得るための書式 (法定福利費を明記)		

(公共建築工事標準単価積算基準 第1編 総則 1基本的事項)

○ 社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等は、実情に応じた適正な単価及び価格を設定

(4)市場単価適用工種

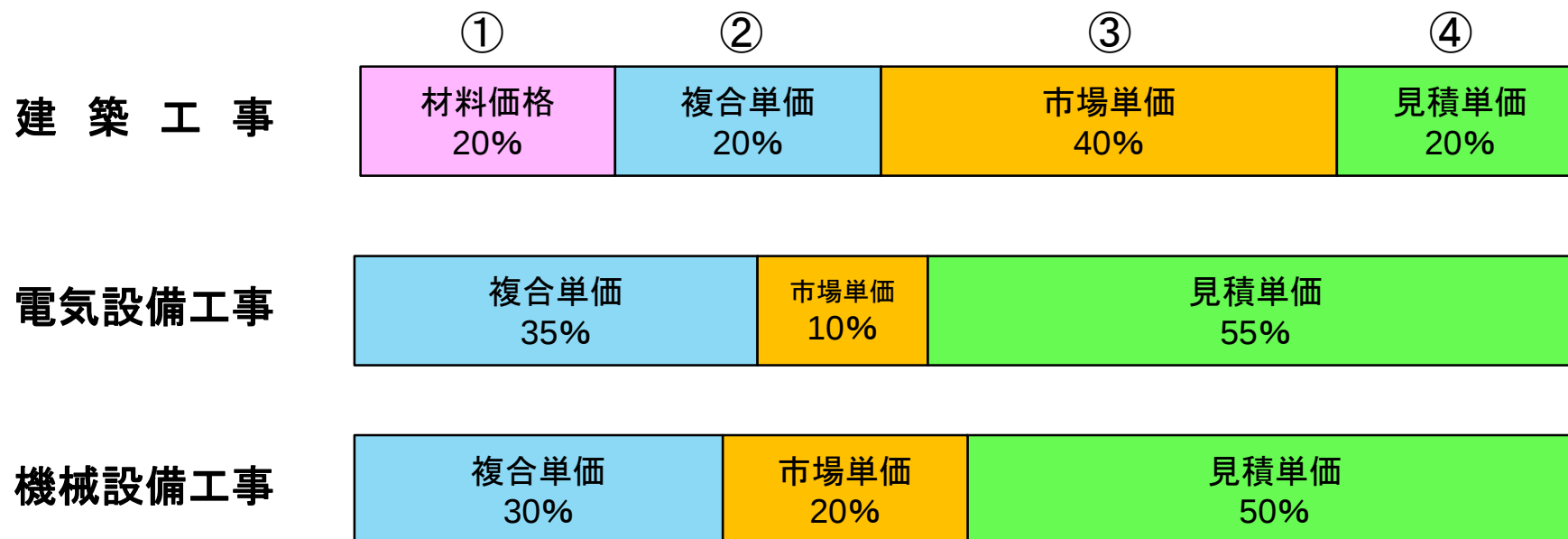
※「公共建築工事標準単価積算基準」より

建 築 工 事		電 気 設 備 工 事		機 械 設 備 工 事	
工 種	分 類	工 種	分 類	工 種	分 類
土工事	土工	配管工事	電線管	保温工事	ダクト
鉄筋工事	加工組立		ケーブルラック		配管
	圧接		位置ボックス	ダクト設備工事	アングルフランジ工法
コンクリート工事	打設手間		プルボックス		コーナーボルト工法
	ポンプ圧送		2 種金属線び		スパイラルダクト
型枠工事	型枠		防火区画貫通処理（ケーブルラック、金属管用）		チャンバー
防水工事	アスファルト防水	配線工事	絶縁電線		組立てチャンバー
	シーリング		絶縁ケーブル		ボックス
	防水入隅処理（コーナーキャント）	接地工事	接地極		既製品ボックス取付
金属工事	軽量鉄骨下地	動力設備工事	電動機その他接続材料		制気口等取付
左官工事	左官	雷保護設備工事	接地埋設標	衛生器具設備工事	排煙口・ダンパー類取付
	吹き付け				衛生器具取付
	防水入隅処理（入隅面モルタル）				
建具工事	ガラス				
塗装工事	塗装				
内外装工事	内装床				
	内装ボード				
1 0 工種	1 7 分類	5 工種	1 1 分類	3 工種	1 2 分類
1 8 工種 4 0 分類					

(5)直接工事費の単価種別による構成比

H28年12月時点

(RC-4階、3,000㎡モデル(新築工事)により試算)



① 材料価格 (刊行物掲載価格)

材料費のみを直接計上する単価
(例:コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等)

② 複合単価 (標準単価積算基準)

材料費、労務費※、機械器具経費、**下請経費等**の
組合せにより作成する単位工事量当たりの単価

※公共工事設計労務単価を採用

③ 市場単価 (刊行物掲載価格)

材料費、労務費、**下請経費等**を含む単位工事量当たりの
取引価格(元請けと下請け間)を調査し、作成した単価

④ 見積単価 (専門工事業者等)

複数の製造業者・専門工事業者等からの見積
(**下請経費等**含む)の収集により作成する単価

(6) 共通費の算定

※「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」より

構成		基準の取扱い		共通費の算定
共通費	共通仮設費	積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積上げにより算定して加算する。	共通仮設費率 計算式	工期に連動した共通仮設費率により算定し、率に含まれない内容は別途積上げ加算
	現場管理費	積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。 なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、必要に応じ別途積上げにより算定して加算する。	現場管理費率 計算式	工期に連動した現場管理費率により算定し、率に含まれない特記事項は別途積上げ加算
	一般管理費等	工事原価に対する比率により算定する。 なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。	一般管理費等率 計算式	一般管理費等率により算定し、必要に応じて契約保証費を別途加算

(7) 共通仮設費の算定

《各工事種目に共通の仮設に要する費用》

※公共建築工事共通費積算基準より

共通仮設費＝【直接工事費×共通仮設費率】＋【積上げ額（共通仮設費率に含まれない内容）】

項 目	内 容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、 宿舎 、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い 、 工事用道路 、 歩道構台 、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 安全管理・合図等の要員 、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに 除雪 に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、 揚重機械器具 、雑機械器具）に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

(8)現場管理費の算定

《工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用》

※「公共建築工事共通費積算基準」より

現場管理費＝【純工事費×現場管理費率】＋【積上げ額（現場管理費率に含まれない特記事項）】

項 目	内 容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

【 積上げ(特記事項(例)) 】
特殊施設における工事記録等の作成費用

【工期の影響を受ける主な項目】

- 従業員給料手当（現場従業員等の給与）・・・ 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
- 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額）・・・ 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

(9)一般管理費等の算定

《工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用》

※「公共建築工事共通費積算基準」より

一般管理費等＝【工事原価×一般管理費等率】＋【加算額】

項 目	内 容
役 員 報 酬 等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用
付加利益等	法人税、都道府県民税、市町村民税等（租税公課に含むものを除く）、株主配当金役員賞与（損金算入分を除く）、内部留保金支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

【 加算項目 】 ・契約保証費
・住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用等

参 考 資 料

- (1) 公共建築相談窓口
- (2) 公共事業の円滑な施工確保対策関連通知一覧
- (3) 公共事業の円滑な施工確保対策
- (4) 予定価格設定等をめぐる課題と対応策
- (5) 発注者責務の明確化(改正品確法)
- (6) 品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組
- (7) 営繕積算システムの活用

(1) 公共建築相談窓口①

相談窓口について

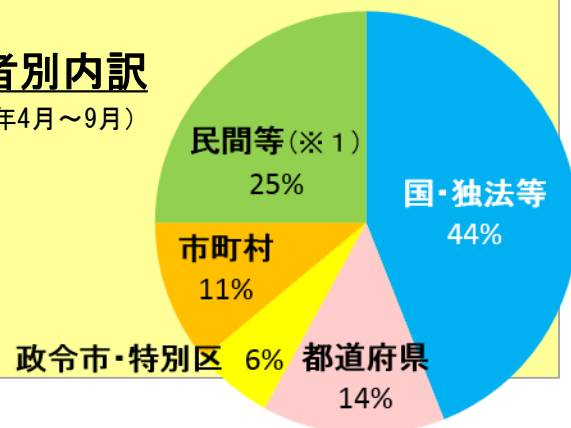
- 国土交通省では、**公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口**を開設
- 平成14年から、公共建築に関する相談窓口を以下に統一的に設置
(国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局営繕部、各営繕事務所等)

相談者等

- 平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)
は、延べ2,488件の相談を受付
- 平成28年度上半期(平成28年4月～9月)
は、延べ1,425件の相談を受付

相談者別内訳

(平成28年4月～9月)



※民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等



相談内容等

- 主な相談内容
 - ・企画立案
 - ・事業実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
 - ・保全
 - ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等
- 情報提供可能な直轄営繕工事の取組
 - ・適正な予定価格の設定方法
 - ・適切な工期設定の考え方
 - ・適切な設計変更
 - ・施工時期の平準化 等



(1) 公共建築相談窓口② 公共建築相談窓口一覧

組 織		窓 口	電 話	内線	対 象 地 域
北海道開発局	営繕部	営繕調整課企画係	011-709-2311	5730	北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
		保全指導・監督室		5513	
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	—	岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官 計画課課長補佐	048-601-3151	5114	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県
				5153	
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	—	埼玉県、東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区)
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	—	千葉県、東京都(荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区)
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	—	山梨県、東京都(中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外)
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	—	栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	—	神奈川県
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	—	長野県、群馬県
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	—	新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	—	石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	—	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	—	静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
		計画課課長補佐		5153	
		保全指導・監督室	06-6443-1791	—	大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く)、兵庫県、和歌山県
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	—	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	—	岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	—	熊本県、大分県
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	—	鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152	沖縄県

(2) 公共事業の円滑な施工確保対策関連通知一覧 ①

項 目	文 書 番 号	日 付	文 書 名	取組番号 ※2
円滑施工	国営計第92号 国営計第188号 国営設第101号	H25.12.26	官庁営繕工事における不調・不落対策（施工条件の明示）について http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000006.html	④
	国営計第102号 総行行第12号 国土入企第24号	H26.1.24	公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について http://www.mlit.go.jp/common/001025732.pdf	
	総行行第202号 国土入企第18号	H28.10.14 ※1	公共工事の円滑な施工確保について http://www.mlit.go.jp/common/001027683.pdf	
営繕積算方式 マニュアル	国営計第95号 国営整第223号	H27.1.30	公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る『営繕積算方式』の普及・促進について（通知） http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html	
積算数量の チェック	国営積第34号	H28.3.28	営繕工事積算チェックマニュアルの一部改定について（通知） http://www.mlit.go.jp/common/001125129.pdf	
資材労働者 不足	国営積第28号 国営整第298号	H28.3.24	「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行期間の延長について（通知） http://www.mlit.go.jp/common/001125382.pdf	⑥
適正な 予定価格	総行行第13号 国土入企第27号	H26.1.24 ※1	予定価格の適正な設定について http://www.mlit.go.jp/common/001025733.pdf	
	国営計第105号	H26.1.24	公共建築工事の予定価格の適正な設定等に関する相談受付について	
工期設定	国営計第127号 国営整第282号	H27.3.25	「営繕工事における工期設定の基本的な考え方」について http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen04_hh_000009.html	⑦
	—	H27.10.21	「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」について http://www.mlit.go.jp/common/001107035.pdf	
	国営整第46号	H28.6.3	「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方（事例解説）」について http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000026.html	
小規模改修	国営積第29号 国営整第299号	H28.3.25	「工期が著しく長期となる小規模改修工事の共通費算定」の試行期間の延長について(通知) http://www.mlit.go.jp/common/001125383.pdf	②

※1：文書が土木工事も対象となっているもの ※2：「2. 復旧工事の特徴と円滑施工確保」の各取組番号に対応

(2) 公共事業の円滑な施工確保対策関連通知一覧 ②

項 目	文 書 番 号	日 付	文 書 名	施策番号 ※2
見積活用	国営計第118号	H26.2.6	営繕工事において入札参加者に見積の提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について http://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_manyuaru.html	①
入札時 積算数量書 活用方式	国地契第95号 国営管第530号 国営積第36号 国北予第39号	H28.3.31	営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について http://www.mlit.go.jp/common/001126887.pdf	⑩
労務単価	国土建労第486号 国港技第68号	H28.1.20	平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価について http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14_hh_000552.html	
	国土入企第28号	H26.1.30	技能労働者への適切な賃金水準の確保について http://www.mlit.go.jp/common/001027682.pdf	
インフレ スライド	国営管第393号 国営計第107号他	H26.1.30	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について http://www.mlit.go.jp/gobuild/infuresuraido_eizen.html	
	事 務 連 絡	H26.2.10	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）の送付について http://www.mlit.go.jp/common/001028156.pdf	
工事図書の 簡素化	国営整第247号	H26.3.31	営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定について（通知） http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000012.html	
	国営整第248号	H26.3.31	営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）の送付について	
設計変更 ガイドライン	国営計第31号	H27.5.27	「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」について(通知) http://www.mlit.go.jp/common/001090867.pdf	⑤
	事 務 連 絡	H27.10.29	「営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A（案）」について http://www.mlit.go.jp/common/001107034.pdf	

※1：文書が土木工事も対象となっているもの ※2：「2. 復旧工事の特徴と円滑施工確保」の各取組番号に対応

※土木工事の取り組みも含んでいる。

1. 適正な価格による契約

- (1) 予定価格の適正な設定
 - ・労務及び資材等の最新の実勢価格を踏まえた適正な積算
 - ・公共建築工事における「営繕積算方式」等の活用
- (2) ダンピング対策の強化
 - ・低入札価格調査基準制度又は最低制限価格制度の活用の徹底
 - ・基準価格等の中央公契連モデル見直しを踏まえた適切な見直し
- (3) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し
 - ・基準価格等の事前公表取りやめ
 - ・予定価格の事前公表についても適否検討等の適切な対応
- (4) スライド条項の適切な設定・活用
 - ・建設業者への周知徹底と受注者からの申請への適切な対応
- (5) 設計変更等の適切な実施
 - ・発注者側の事情に起因した工期の長期化への適切な対応
- (6) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更等
 - ・遠隔地調達せざるを得ない場合の追加費用の精算払い

2. 技術者・技能者等の効率的活用

- (1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注
 - ・人手不足が懸念される地域における複数工区での発注
 - ・施工箇所が点在する工事の間接費の適切な積算
- (2) 技術者の専任等に係る取扱い
 - ・現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用
 - ・監理技術者等の専任を要しない期間の適切な設定

3. 施工時期等の平準化

- ・債務負担行為の積極的な活用
- ・余裕期間の設定
- ・適切な工期の設定
- ・繰越制度の適切な活用
- ・各発注者の発注見通しの統合・公表

4. 入札契約手続の効率化

- ・入札公告等の準備行為の前倒し
- ・総合評価落札方式における提出資料の簡素化
- ・指名競争入札方式の活用
- ・総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化

5. 地域の建設業者の受注機会の確保

- ・適切な地域要件の設定
- ・地域への精通度等の適切な企業評価
- ・分離・分割発注の活用

6. 建設業者の資金調達円滑化のための取組

- ・前金払制度のさらなる活用、支払限度額の見直し
- ・中間前払金制度の手続簡素化、迅速化
- ・地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾の迅速化

7. 就労環境の改善

- ・社会保険未加入業者の排除等による適切な水準の賃金支払の促進
- ・前払金、中間前払金の活用
- ・適切な工期の設定、柔軟な設計変更

(4) 予定価格設定等をめぐる課題と対応策

予定価格設定等をめぐる主な課題

【課題①】

発注者によっては、予定価格の設定が入札の数か月以上前となる場合があり、適用する単価が古いものとなっている。

【課題②－１】

刊行物の掲載価格等が、一部で実勢価格の上昇に追いつかず、実勢との乖離が見られる。

【課題②－２】

見積単価の設定が市場の実態と合っていない。

【課題③】

業者が資材高騰等のリスクを嫌い、応札しない。

【公共建築工事における直接工事費の構成】

材料価格

材料費を調査会社が調査
(毎月の物価資料)

例: コンクリート、鉄筋、
鉄骨鋼材等

複合単価

材料費、労務費等の組合せ
により発注者が作成
(労務単価改訂時等)

例: 壁紙張り、床タイル等

市場単価

材料費、労務費等を含む元下
間の取引価格を調査会社が
調査(3ヶ月毎の物価資料)

例: 鉄筋加工組立、型枠等

見積単価

発注者が複数のメーカー・専門工事業
業者等からの見積りを踏まえ、適切
に設定

例: 鉄骨加工組立、金属製建具等

【課題④】発注の前提となっている設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合がある。

【対策①】 **予定価格の設定**について、**入札日直近の最新単価を適用したものへ徹底**。(予定価格が事前公表の場合であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)

【対策②】 公共建築工事の発注で**実勢価格との乖離のおそれがある場合**(不落となった場合等)、次の取組を実施。

- (1) **材料価格・複合単価・市場単価**について、専門工事業者・メーカー等から**見積りの提出を求め、単価設定で考慮**。
- (2) **見積単価**については、業者・メーカー等からの見積り収集を的確に実施した上で、過去の工事実績に加え、**変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して、適正に設定**。
- (3) 最新の単価を適用してもなお**不落・不調となった場合には、入札参加者からも見積りの提出を求める方法等を活用**すること。

【対策③】 **契約後の資材や労務費の高騰に備え**、いわゆる**スライド条項の適切な設定・活用**を図るとともに、その旨、**建設業者に周知徹底**。

【対策④】 発注の前提となっている**設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう周知徹底**。

➡ 新たに、**公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始**(地方整備局等の「公共建築相談窓口」)。

(5)発注者責務の明確化(改正品確法)

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月改正)

(基本理念) 第三条 第一項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

(発注者の責務) 第七条

第7条において発注者責務が明確化

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

【適正な予定価格の設定】

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 略

【適切な工期設定】

- 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

【適切な条件明示と設計変更】

- 五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 略

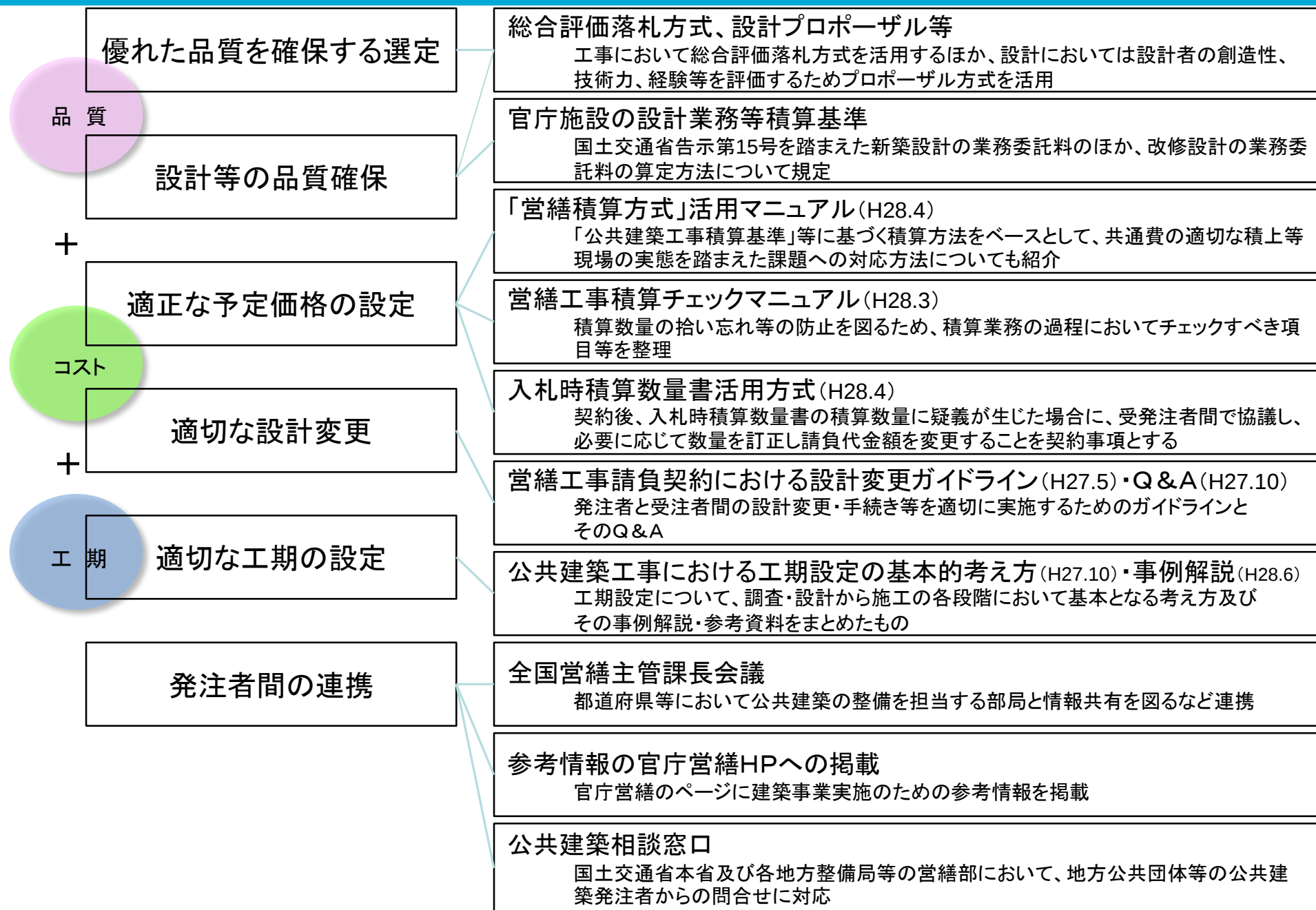
2 3 略

(発注関係事務の運用に関する指針) 第二十二條

国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

- ・ 運用指針は、「指針本文」、「解説資料」、「その他要領」から構成
- ・ 指針本文において、適正な予定価格の設定等を必ず実施すべき事項として規定
- ・ 解説資料において、発注関係事務の適切な実施のための参考資料の一つとして、「営繕積算方式」活用マニュアルも位置づけ

(6)品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組

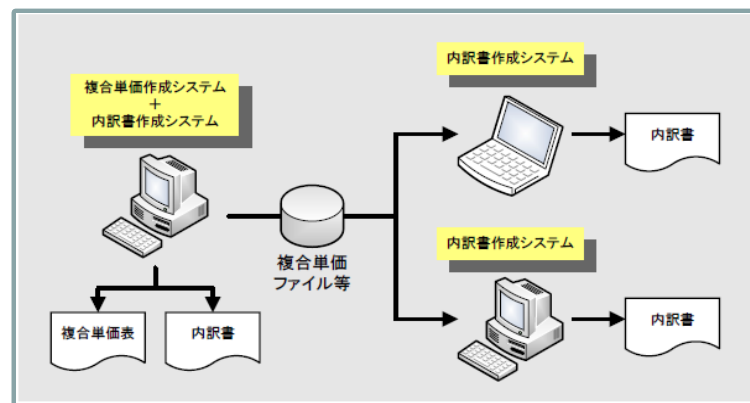


(7) 営繕積算システムの活用

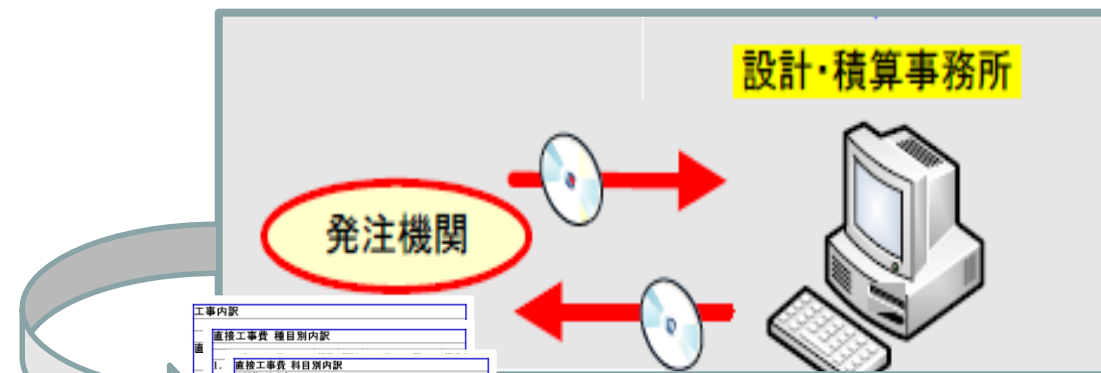
Windows 版 公共建築工事の
積算ソフトウェア

営繕積算システム

営繕積算システム(RIBC)は、「複合単価作成システム」「内訳書作成システム」から構成されるシステム。
「複合単価作成システム」で作成した複合単価等※注1データを「内訳書作成システム」に読み込ませ、それに数量を入力することで「予定価格内訳書」が作成できます。
注※1) 複合単価等: 複合単価、市場単価、補正単価



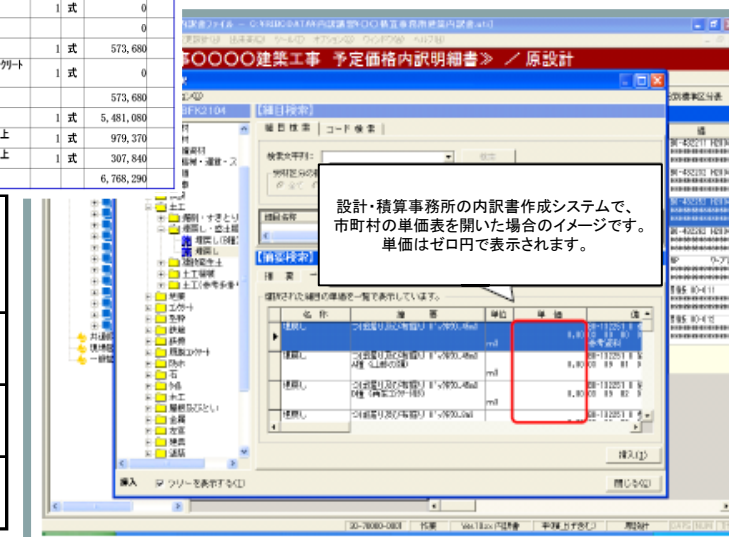
公共建築工事の発注にあたって、公共建築工事の積算業務に関するソフトウェアの共同開発と共同利用を目的に開発した。多くの公共発注機関をはじめ、これらの発注機関からの業務を受託する設計・積算事務所も利用している。



※設計・積算事務所の内訳書作成システムでは参照できるデータに制限があります。

予定価格の作成

工事内訳					
直接工事費 科目別内訳					
工種	科目	数量	単位	金額	備考
1. 建物	1.1 建築	1	式	544,600	
	1.2 設備	1	式	544,600	
2. 土木	2.1 土木	1	式	0	
	2.2 設備	1	式	0	
3. 電気	3.1 電気	1	式	573,680	
	3.2 設備	1	式	573,680	
4. 機械	4.1 機械	1	式	5,481,080	
	4.2 設備	1	式	979,370	
5. 衛生	5.1 衛生	1	式	307,840	
	5.2 設備	1	式	6,768,290	



※公共発注機関利用状況(平成27年度)

(1) 国の機関	7機関
(2) 都道府県	46都道府県
(3) 政令指定都市	19 市
(4) 市町村	東京23 区、186市 21町
(5) その他	34機関

※設計・積算事務所等利用状況

(平成27年4月～平成28年3月)

(1) 標準単価作成システム (複合単価作成システム)	15社
(2) 内訳書作成システム	160社
(3) 内訳書数量入力システムLITE	3,474社

事 務 連 絡

平成 29 年 1 月 31 日

熊本県 土木部 建築住宅局
営繕課長様
熊本市 都市建築局 建築住宅部
営繕課長様

国土交通省 九州地方整備局 営繕部 計画課
計 画 課 長

『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】について（送付）

平素は官庁営繕行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

国土交通省では、昨年 4 月の熊本地震後の復旧工事等の発注が今後本格化することから、熊本県内における現状を踏まえ、1 月 20 日、円滑な施工の確保のための新たな対策を講じることを決定したところです。

今般、その対策の一つである、『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】を作成しましたので、参考までに送付いたします。本マニュアル関連情報は、以下のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

熊本県におかれましては、貴県内の市町村に対しても本件について周知いただくようお願いいたします。

また、「公共建築相談窓口」による技術的な相談も受け付けておりますので、改めてお知らせいたします。

【HPアドレス】

○『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html

○記者発表「熊本地震等からの復旧・復興工事を加速化」（1 月 20 日、国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000381.html

【公共建築相談窓口】

九州地方整備局 営繕部 計画課 課長補佐 TEL：092-471-6331（内線 5153）

熊本営繕事務所 技術課長 TEL：096-355-6122